二　地方自治法施行規程の一部改正関係
監査専門委員の服務、懲戒等に関し必要な事項を定めることとした。（第九条第二項、第一〇条、第一四条、第二二条及び第二三条関係）
三　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正関係
特別区の設置により事務を承継した当該特別区の区長又は当該特別区を包括する道府県の知事は、従来当該特別区の地域の属していた市町村の長であった者が行った決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないこととした。（第二〇条第五項関係）
四　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇地方財政法施行令の一部を改正する政令（政令第九三号）（総務省）
1　地方交付税法附則第七条の二の改正による標準財政規模の算定方法の特例の改正を行うこととした。（附則第一〇条～第一二条関係）
2　上記標準財政規模の算定方法の特例の改正による赤字限度額の算定方法の特例について規定の整理を行うこととした。（附則第一六条～第二一条関係）
3　この政令は、平成三〇年四月一日（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第三号）附則第一条ただし書に規定する日）から施行することとした。

◇犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九四号）（警察庁）
1　遺族給付金に関する改正
遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合の遺族給付金に係る倍数を、犯罪行為が行われた当時八歳未満であった生計維持関係遺族の年齢及び人数に応じて引き上げることとした。（第六条関係）
2　重傷病給付金に関する改正
㈠　重傷病給付金の額となる療養についての犯罪被害者負担額の算定に係る期間は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して三年とすることとした。（第七条関係）
㈡　重傷病給付金の支給対象である犯罪被害者が無保険者である場合における重傷病給付金の額の算定方法の特例を見直すこととした。（第一一条関係）
3　仮給付金に関する改正
支給する旨の決定をすることができる仮給付金の額の範囲を見直すこととした。（第一六条関係）
4　施行期日等
㈠　所要の経過措置を設けることとした。
㈡　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第九五号）（警察庁）
1　長官官房に新たに政策立案総括審議官一人を置き、その所掌事務を定めるとともに、長官官房に置かれる政策評価審議官一人を廃止することとした。（第二条関係）
2　長官官房に置かれる審議官の数を七人とすることとした。（第三条関係）
3　長官官房に置かれる参事官の数を五人とすることとした。（第五条関係）
4　生活安全局情報技術犯罪対策課の所掌事務であるインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成一五年法律第八三号）の施行事務を同局少年課に、古物営業法（昭和二四年法律第一〇八号）の施行事務（古物競りあっせん業に関することに限る。）を同局生活安全企画課に移管することとした。（第一五条、第一七条及び第一九条関係）
5　長官官房に置かれる審議官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）のうち一人は、平成三三年三月三一日まで置かれるものとした。（附則第二項関係）
6　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第九六号）（内閣府本府）
1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を平成三一年三月三一日まで延長することとした。
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（財務省）
1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として地方消費者行政強化交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九八号）（財務省）
1　原子力安全規制対策として、原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の円滑な避難の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に係る補助金の交付を追加することとした。（第五一条関係）
2　この政令は平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第九九号）（文部科学省）
1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、平成三〇年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（文部科学省）
1　公立の高等学校において障害に応じて行われる特別の指導に係る体制の整備を図るため、新たに教育上特別の配慮を必要とする場合における教職員定数の算定に関する特例を定めることとした。（第二条第三項関係）
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇中小企業等経営強化法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（経済産業省）
1　経営力向上計画等における主務大臣の権限の委任を改めることとした。（第一一条～第一三条関係）
2　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）
3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（農林水産省）
一　土地改良法施行令の一部改正関係
1　農業用用排水施設の変更と併せて行う農用地の災害を防止するため必要なため池の変更を内容とする国営土地改良事業について、申請要件及び都道府県の負担金に関する規定を設けることとした。（第四九条第一項第四号の二並びに第五二条第一項第二号の五、第四項及び第六項関係）
2　都道府県が農用地利用集積地域土地改良整備計画に基づいて行う農業用用排水施設の変更等を内容とする土地改良事業について、条件不利地域における申請要件を緩和することとした。（第五〇条第五項第一号関係）
3　国が農業用用排水施設の耐震化を目的として急速に行う土地改良事業（以下「耐震化事業」という。）及び土地改良施設の突発事故被害の復旧事業（以下「突発事故被害復旧事業」